

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		使用制限
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例 第5条
所管部課（室）係名		都市活力部 スポーツ振興課
処 分 基 準	関係条項	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号 （使用承認の取消し等）同条例 第6条第1項 （使用承認の取消）豊中市立体育館等管理運営要綱第8条、豊中市立屋外体育施設運営要綱第8条、豊中市立グリーンスポーツセンターバーベキュー場管理運営要綱 第4条
	基準	（同条例第5条） 次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を承認しない。ただし、第2号に該当する場合において、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 （2） 興行又は営利を目的として使用するものと認めるとき。 （3） 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 （4） 管理上支障があると認めるとき。 （5） その他市長が適当でないとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		使用承認の取消し等
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例 第6条第1項
所管部課(室)係名		都市活力部 スポーツ振興課
処 分 基 準	関係条項	(使用制限) 同条例第5条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 (使用承認の取消) 豊中市立体育館等管理運営要綱第8条、豊中市立屋外体育施設運営要綱第8条、豊中市立グリーンスポーツセンターバーベキュー場管理運営要綱 第4条
	基準	(同条例第6条第1項) 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことがある。 (1) 使用承認の条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく市規則に違反したとき。 (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。
	参考事項	
備考		